

令和6年度与党税制改正大綱について

本日、「令和6年度与党税制改正大綱」が決定された。

今回の税制改正においても多くの課題があったが、地方財政にも十分配慮の上、取りまとめていただいた与党関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表するものである。

固定資産税については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の土地に係る負担調整措置を延長することとされた。

税財源が乏しい町村にとって、固定資産税は、安定的に行政サービスを提供していくためのかけがえのない基幹税であり、引き続き、税負担の公平性の観点から負担水準の均衡化を促進するとともに、固定資産税の充実確保に努めることを求めていく。

これまでも幾度となく申し上げてきているが、今後も制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないよう強く求める。

森林環境譲与税の譲与基準については、森林面積の割合を引き上げるとされたことを歓迎する。

改めてご尽力いただいた関係者の皆様方に感謝申し上げるとともに、森林の現場に最も身近な我々町村が、森林整備や山村地域の再生等に一層取り組み、豊かな森林が持つ多くの機能を活かすための重要な役割を果たしてまいりたい。

本会は、今後とも地域の自立性・自主性の向上のため、地方税の充実確保と併せ、税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めていく。

令和5年12月14日

全国町村会長
吉田 隆行